

NDF と LIBOR

銀行のディーラーが銀行を訴えるケースは主に二つある。一つはボーナスが少ない場合。ボーナスはパフォーマンスに対して決まった割合が明示されているわけではないが、慣習的におよその見当はつく。その額と実際のボーナスが大幅に異なる場合、訴訟にまで発展することがある。

もう一つは首になった場合。首になるのはパフォーマンスが著しく悪い場合か規律違反だ。スイス系銀行のシンガポール支店のディーラーが先月、銀行を訴えたのは規律違反による解雇の不当性だ。

この銀行では LIBOR(ロンドン銀行間貸出金利)の不正操作で多くの解雇者を本支店を出しているが、中には訴訟になっているケースもある。

今回のシンガポール支店の場合は、NDF(Non Deliverable Forward)での決済レートの算出の際に不正を行ったとしての解雇だ。

NDF は当該通貨で決済しない先物取引だ。例えばドル人民元の3ヶ月先物を取引する場合、通常の前物取引では3ヶ月先の決済日にドルと人民元を予約されたレートで交換する。しかしNDFの場合、人民元の受け渡しはせずに、予約レートと当日のスポットレートの差額をドルで決済する。この際に適用するレートが不当だったというのだ。

LIBOR でも同様だが、ある時点のレートと言っても銀行によって異なる。そこに恣意的な要素が入り込み不正が生まれる余地がある。

ただ実際にディーラーが意図的に行っていたのか慣習に従っていただけなのかなどまだはつきりしないこともある。

そもそも NDF は、為替管理や資本規制で当該通貨の受け渡しが円滑にできない状況の中で発生した市場だ。アジア通貨危機で資本規制や為替管理を強化した国が増えた中で生まれ、シンガポールは中心的な市場だ。

NDF の市場ではトレーディングやヘッジ取引も行われるが、通常の前物市場に比べれば市場ははるかに小さい。参加者も限られている。その点では LIBOR の不正操作に比べれば社会的経済的影響は比べるべくもない。

だが解雇されたディーラーにとっては同じだ。損して解雇された場合は復帰の機会もあるが、規律違反の場合はディーラーとしてのキャリアは断たれる。シンガポールではなおさらだ。